

国民健康保険の保険料率を改定します

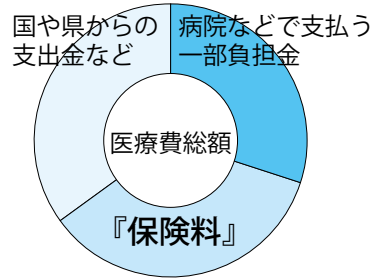
問 保険医療課 (☎ 65-6512)
税 務 課 (☎ 65-6508)

国民健康保険は、ケガや病気のときに安心して医療サービスが受けられるよう、保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。

近年、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費が増え続けており、国民健康保険財政は極めて厳しい状況が続いています。

加入者の皆さんに安心して医療サービスを受けていただくためには、医療費に見合った保険料収入が必要となり、保険料率を見直さなければならぬ状況です。

そのため、今年度の保険給付費等の支出見込額をもとに、保険料率を改定します。お互いを支え合う国民健康保険制度を、将来世代にわたって持続可能なものにするため、ご理解、ご協力をお願いします。



保険料率の決め方

その年の医療費などの総額を推計し、必要な保険料を国保加入者に公平な負担割合で、所得割額・均等割額・平等割額に振り分けて保険料率を決定します。

保険料額(年額)の参考例

- ①年金収入120万円以下(所得0円) 70歳代 1人世帯 ※7割軽減
27年度保険料:18,000円
28年度保険料:18,480円 480円の増額
- ②給与収入約212万円(所得130万円) 夫68歳、妻65歳の2人世帯 ※軽減なし
27年度保険料:185,950円
28年度保険料:190,190円 4,240円の増額
- ③給与収入約440万円(所得300万円) 夫55歳、妻52歳の2人世帯 ※軽減なし
27年度保険料:439,330円
28年度保険料:446,770円 7,440円の増額

1 世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数に保険料率を掛け、平等割額を加算することにより世帯の保険料額が決まります。

平成28年度保険料率	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割額 (前年所得－33万円)×率	7.20%	2.50%	2.40%
均等割額(1人あたり)	25,700円	8,800円	10,900円
平等割額(1世帯あたり)	20,200円	6,900円	5,800円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

- ※1 医療分……保険給付費(自己負担分を除く)に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※2 支援分……後期高齢者(75歳以上の人)の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※3 介護分……介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳までの人(介護保険の第2号被保険者)に負担していただきます。

●国民健康保険料を軽減します

一定の所得以下の世帯に対して均等割額と平等割額を軽減(7割・5割・2割軽減)しています。軽減は、前年の所得をもとに判定しています。所得のない人も申告が必要です。申告をしていないと所得不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

●国民健康保険料の軽減を拡充します

5割軽減対象世帯の拡大
軽減の基準額を1人あたり26万円から26・5万円に引き上げることで、5割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

2割軽減対象世帯の拡大

軽減の基準額を1人あたり47万円から48万円に引き上げることで、2割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

●国民健康保険料の賦課限度額について

中低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料の上限額について、医療分を52万円から54万円に、支援分を17万円から19万円に、それぞれ引き上げることとなりました。なお、介護分については、16万円のままで変更はありません。

●非自発的失業者は保険料が軽減されます

リストラなど会社都合で離職し、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

●国民健康保険料の納付は10回です

国民健康保険料は、年度単位(4月～翌年3月)で計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納付していただきます。また、一部の人は、公的年金からの納付となります。納付方法は6月中旬に発送する納付通知書に記載します。

●納付通知書は世帯主あてに送付します

国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

●平成28年度中に後期高齢者医療制度へ移行される世帯主の納付方法について

世帯主が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する年度の保険料については、年金からの天引きは中止し、納付書または口座振替による納付となります。

保険料の期限内納付にご協力を！

納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。詳しくは、納付通知書をご覧ください。また、未納が続くと、有効期限が短い(6か月)被保険者証を交付する場合があります。未納があると限度額適用認定証※の交付や人間ドックの助成が受けられません。
※「限度額適用認定証」とは、医療機関の窓口で支払う自己負担分が高額療養費の限度額までになる証明書の事です。

長浜市国保の現状

1人当たりの医療費は年々増加しており、今後も増加する傾向にあります。1人当たりの医療費の増加は、保険料の引上げにつながることから、加入者の健康づくり支援や特定健診の受診促進、ジェネリック(後発)医薬品の利用促進など、将来医療費の削減に向けた取り組みを推進します。

年度別 1人あたり医療費の推移(一般被保険者分)

